

# 伊根町国土強靱化地域計画

令和2年7月

伊 根 町



# 目 次

はじめに.....	1
.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間.....	1
第1章 伊根町国土強靱化地域計画の基本的な考え方.....	2
1. 基本目標.....	2
2. 伊根町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針.....	2
第2章 伊根町の地域特性等.....	4
1. 位置と概況.....	4
2. 気象.....	4
3. 人口.....	4
第3章 脆弱性評価.....	5
1. 想定するリスク.....	5
2. 起きてはならない最悪の事態.....	9
第4章 国土強靱化の推進方針.....	12
1. 国土強靱化の施策分野.....	12
2. 施策分野毎の国土強靱化の推進方針.....	12
第5章 計画の推進.....	35
1. 計画の進捗管理.....	35
2. 施策の重点化.....	35
別紙「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果.....	37

# はじめに

## 1. 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 12 月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）（以下、「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしている。

また、京都府においても、平成 28 年 11 月に「京都府国土強靱化地域計画」を策定されたところである。

このような国や京都府の取組に合わせて、本町においても国土強靱化に関する施策において、総合的かつ計画的な推進を図り、町民、京都府、関係市町村及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全なまちづくりを進めていくため、伊根町国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国、京都府、その他各関係機関における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

## 2. 計画の位置づけ

伊根町国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、町政運営の指針である「伊根町総合計画」及び「伊根町地域防災計画」、また、「京都府国土強靱化地域計画」等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

## 3. 計画期間

概ね 10 年後を見据えつつ、5 年間で推進期間とする。

# 第1章 伊根町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

## 1. 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

## 2. 伊根町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、町内で発生した浸水被害（平成16年台風第23号、平成29年台風第18号、平成30年台風第24号）のほか、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震、平成30年7月西日本豪雨災害等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

### （1）国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、関係市町村、事業者等との一層の連携強化を図るとともに、町民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・ 一般国道178号により社会基盤が保たれている状況を考慮し、集落間の連携を強化するとともに、安心・安全なまちづくりを進める。
- ・ 本町の経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

### （2）適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と町民及び事業者が適切に連携し、役割を分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を講じた避難体制の整備を進めること。

### (3) 効率的な施策の推進

- 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図ること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## 第2章 伊根町の地域特性等

### 1. 位置と概況

本町は京都府北部の丹後半島北端にあり、北と東は日本海に面し、南は宮津市、西は京丹後市に隣接している。昭和29年11月に伊根村、朝妻村、本庄村、筒川村が合併して誕生し、総面積は61.95平方キロメートル、約8割を森林が占めている。内陸部には二級河川の「筒川」を中心に農地が広がり、海岸線沿いの僅かな平地に漁業集落が点在している。

海と山が交わり生み出される豊かな幸、自然と調和した舟屋群や田園等の景観、浦島太郎伝説や徐福伝説、海の祇園祭りと称される伊根祭り等の民俗芸能、古くから守り受け継いできた有形無形の文化財など多くの財産を有している。

平成17年7月に「伊根浦舟屋群」が漁村として初めて国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、平成20年10月に「NPO法人「日本で最も美しい村」連合」に加盟している。

### 2. 気象

当地方は山陰地方特有の多雨、多湿の気候であり、四季を通じて雨量がきわめて多く、冬季には降雪もあり、積雪が1mを超える年もある。本町の気象は概観すると、伊根、朝妻地区の海岸部と、本庄、筒川地区の山間部とでは気象条件が大きく異なり、海岸部の気候は、日本海を西から沿岸にそって北東に進む対馬海流（暖流）の影響をうけて山間部と比べて2～3℃暖かい。年間降水量は平年2,000mmから2,500mmである。霜は平年11月初旬に始まり、翌年4月初旬に終わる。降雪期間は平年で12月初旬～翌年3月中旬であり、積雪量は平年海岸部で50cm～60cm、山間部では約2mの積雪がある。

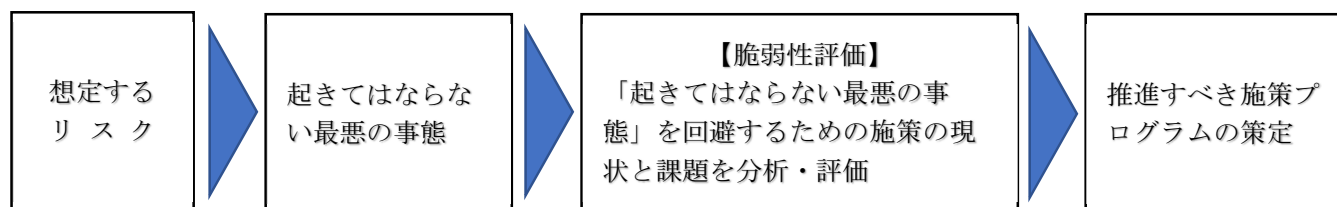
### 3. 人口

本町の人口は、昭和29年町村合併時の7,732人をピークに、昭和45年まで急激な減少を続けたが、平成2年ごろから減少率が緩やかになっている。

平成27年度の国勢調査では、人口2,110人、高齢化率は46.3%となっており、今後も人口減少は継続し、高齢化率は変わらない見込みのため、依然として、少子高齢化の人口構造が予測される。

## 第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を次の枠組及び手順により行った。



### 1. 想定するリスク

町民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

#### （1）地震・津波

##### ① 地震

昭和2年3月7日に発生した北丹後地震（丹後大地震）は、網野町付近を震源地とするM7.6の最大級のものであり、被害は、与謝郡、竹野郡、熊野郡、中郡の4郡に及んだ。本町でも死者3名、全半壊家屋は1,138戸にのぼる大きな被害を受けた。

「京都府地震被害想定調査」（平成29年）に基づき地震の規模、建物倒壊などの被害状況は次のとおりである。内陸型地震では郷村断層帯、山田断層帯及び若狭湾内断層とし、海溝型地震では東南海・南海地震同時発生としている。

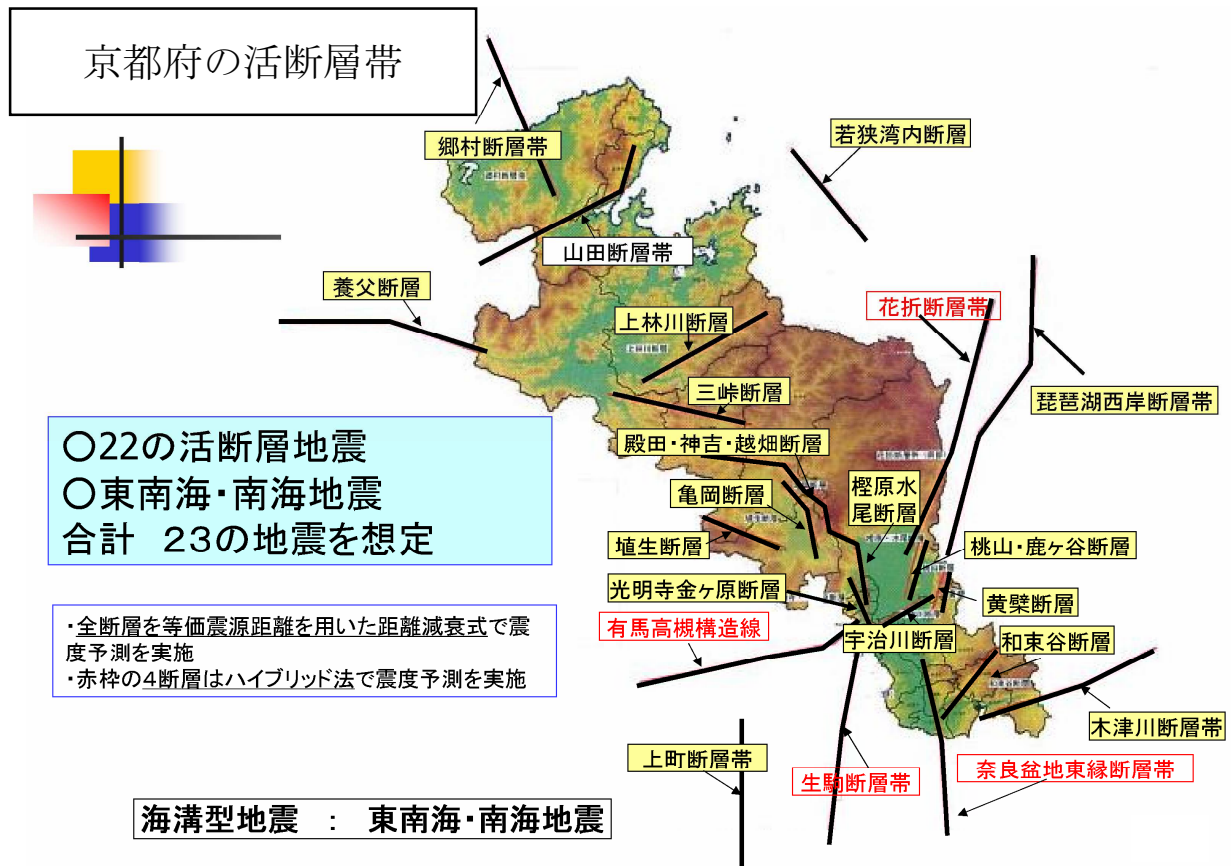
#### 建物被害

想定地震	最大予測地震	建物数量	建物数量 (木造)	建物数量 (非木造)	建物全壊	建物半壊	焼失建物
若狭湾内断層	7	4,176	4,023	153	770	1,100	310
山田断層帯	6強	4,000	3,900	120	600	950	50
郷村断層帯	6強	4,000	3,900	120	480	880	50
東南海・南海地震	5弱	4,000	3,900	120	40	110	-



人的被害

想定地震	昼間人口	夜間人口	死者数	負傷者数	要救出者数	避難者数【短期】	避難者数【長期】
若狭湾内断層	1,884	2,045	100	330	40	1,050	340
山田断層帯	2,500	2,700	10	30	40	1,100	710
郷村断層帯	2,500	2,700	10	30	30	960	620
東南海・南海地震	2,500	2,700	10	0	0	110	0



\*京都府地震被害想定調査結果

② 津波

平成 26 年 8 月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」による調査結果を基に、京都府が平成 28 年 3 月に設定した津波浸水想定において、町内海岸部で最大 7.2m の津波水位が想定されている。この津波浸水想定に基づき、平成 29 年 5 月には津波被害想定が公表された。



市町名	地点	津波が最も高くなるケース				津波が最も早く到達するケース				東北沖の断層による津波が最も高くなるケース			
		断層	海面変動 影響開始 時間(分)	最高津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (T.P. m)	断層	海面変動 影響開始 時間(分)	最高津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (T.P. m)	断層	海面変動 影響開始 時間(分)	最高津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (T.P. m)
伊根町	1 伊根	F52	33	71	2.0	F53	8	40	1.9	F24	116	232	1.4
	2 新井	F49	33	34	2.6	F53	3	12	1.2	F24	97	193	1.7
	3 泊	F49	32	34	5.0	F53	4	11	2.5	F24	93	163	3.6
	4 津母	F49	31	33	4.3	F53	3	10	1.7	F24	98	170	2.5
	5 浦島	F49	30	33	3.5	F53	5	11	1.6	F24	94	161	2.5
	6 本庄	F49	28	37	5.1	F53	10	12	1.4	F24	90	169	2.4

\* 津波浸水想定（京都府：平成 28 年 3 月）

## (2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

本町では、昭和 34 年台風第 15 号（伊勢湾台風）、昭和 40 年台風第 23 号、台風第 24 号、昭和 57 年台風第 10 号、平成 16 年台風第 21 号、台風第 23 号、平成 25 年台風第 18 号、平成 29 年台風第 18 号、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 24 号により大きな被害を受けた。

近年は、台風に限らず、梅雨前線、秋雨前線等の活発な前線による集中豪雨により甚大な被害が発生している。

また、平成 22 年度から令和元年度までの概ね 10 年間で次のとおり 4 度の大規模な水害が発生している。

○平成 25 年台風第 18 号（平成 25 年 9 月 15 日から 9 月 16 日）

雨量等：総雨量 249mm、時間最大 49mm 【大雨特別警報発令】

筒川最大水位：0.87m

被害状況：床上浸水 1 戸、床下浸水 4 戸

被害額：38,952 千円（農林水産施設・公共土木被害）

○平成 29 年台風第 18 号 (平成 29 年 9 月 17 日から 9 月 18 日)

雨量等:総雨量 133mm、時間最大 46mm

筒川最大水位:2.90m

浸水範囲:63.4ha(本庄上・本庄宇治・本庄浜・日出地区)

被害状況:床上浸水 12 戸、床下浸水 25 戸、農業・農林施設、公共土木施設

被害額:390,751 千円

○平成 30 年 7 月豪雨(平成 30 年 7 月 5 日から 7 月 8 日)

雨量等:総雨量 439mm、時間最大 30mm【大雨特別警報発令】

筒川最大水位:2.25m

被害状況:床下浸水 1 戸、農業・農林水産施設、公共土木施設

被害額:54,782 千円

その他:一般国道 178 号線 宮津市里波見-伊根町高梨間 通行止

○平成 30 年台風第 24 号(平成 30 年 9 月 30 日から 10 月 1 日)

雨量等:総雨量 226mm、時間最大 34mm

筒川最大水位:2.98m

浸水範囲:20.0ha(本庄上・本庄宇治・本庄浜・日出・亀島・峠地区)

被害状況:床上浸水 1 戸、床下浸水 14 戸、農業・農林水産施設、公共土木施設

被害額:174,799 千円

その他:一般国道 178 号線 宮津市里波見-伊根町高梨間 通行止



平成 29 年台風第 18 号 筒川被害状況



平成 29 年台風第 18 号 本庄上地区 浸水状況

## 2. 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている(強靱化基本法第 17 条第 3 項)。本町においては、国土強靱化基本計画や京都府国土強靱化地域計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8 つの「事前に備えるべき目標」と 39 の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
II. 伊根町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生(水害、土砂災害、雪害等)
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
IV. 迅速な復旧復興に資すること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態			
I. 人命の保護が最大限に図られること	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
II. 伊根町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下		
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止		
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
		5-6	食料等の安定供給の停滞		
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
		6-3	下水関係施設等の長期間にわたる機能停止		
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態		
		6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶		
		IV. 迅速な復旧復興に資すること	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生
				7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
				7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
				7-4	有害物質の大規模拡散・流出
				7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
				7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響
7-7	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散				

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
II. 伊根町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
IV. 迅速な復旧復興に資すること		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 第4章 国土強靱化の推進方針

### 1. 国土強靱化の施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能・消防等
- (2) 住宅・まち・環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・金融
- (7) 農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全・国土利用
- (10) 伝統・文化の保全

〔横断的施策分野〕

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

### 2. 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した12の施策分野毎の国土強靱化の推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)を次に示す。

これら12の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する課等を明確にした上で関係する府省庁・京都府・他市町村と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

## 〔個別施策分野〕

### (1) 行政機能・消防等

#### (防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

- 防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。  
(総務課、教育委員会、施設所管課)
- 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。  
(総務課、出納室)

#### (災害対策本部の運営強化等)

- 防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした業務継続マニュアルの策定を行い、社会環境等の変化に応じて見直す。  
(総務課)
- 初動体制を充実・強化するとともに、代替拠点を定めることも検討する。  
(総務課)

#### (応援・受援体制の強化)

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、連携・応援体制を構築する。  
(総務課)

#### (京都府、市町村及び庁舎内の連携強化)

- WebEOC（ネットを活用した防災情報の共有システム）や各災害時優先業務に対応した災害時応急対応業務マニュアル等を効率的に活用した訓練、救助・救出活動や、物資搬送等の京都府と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や各課間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。  
(総務課)

#### (救助・救出活動の能力向上)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、近隣市町村、警察、消防と消防団、自治会等との連携を強化する。  
(総務課)
- 災害対策要員や装備資機材及び備蓄物資を計画的に確保し、広域での災害発生に備える。  
(総務課)
- 研修・教育等を積極的に実施し、町職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握する。  
(総務課)

#### (物資等の備蓄、供給対策)

- 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、京



都府との連携や民間物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(総務課)

#### (行政における業務継続体制の確立)

- 伊根町業務継続計画の検証と見直しを随時行い、伊根町地域防災計画にその考え方を反映するなどにより、業務継続体制の充実を図る。

(総務課)

#### (原子力災害対策の推進)

- 原子力発電所における安全対策に関し、地域協議会を通じて電気事業者に対して必要な見直しを求めることで、更なる安全性の向上を求める。

(総務課)

- 避難路の整備、安定ヨウ素剤の備蓄・迅速な配布、緊急時モニタリング等情報伝達体制の強化等、町民の安全を確保するため、国や京都府と連携し避難計画の実行性を確保するとともに、訓練等を通じて継続的な見直しを行う。

(総務課)

- 住民の被ばくを低減するため、京都府との連携によるモニタリング体制の充実を図る。

(総務課)

#### 〈重要業績指標〉

- ・ 防災拠点施設（庁舎・主要避難所等）の耐震化率 80% (R1)→数値からの向上

(総務課、教育委員会、施設所管課)

- ・ 住宅の耐震化率 58.0% (H30)→95% (R7)

(総務課)

- ・ 重点備蓄品目充足率

食糧(アルファ米等)100% 水 100% 毛布 28.6% 簡易トイレ 100% (R1)→充足率の向上

(総務課)

- ・ 業務継続計画の策定 策定済 (H31.3)

(総務課)

## (2) 住宅・まち・環境

### (住宅の耐震化)

- 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、町民の命を守ることが最優先との観点から、伊根町建築物耐震改修促進計画（平成 30 年 12 月策定）に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅等（減災化住宅）、耐震化を一層促進する。

(総務課)

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、京都府と連携して、耐震改修に関する助成制度（住宅・建築物安全ストック形成事業等）、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(総務課、住民生活課)

### (多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された大規模な建築物及び防災拠点施設について、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。

(総務課、施設所管課)

### (学校施設等の耐震化)

- 学校施設、社会体育施設等は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、構造体の耐震化を進めるとともに、非構造部材の耐震化もできるだけ早期に実施し、施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。

(教育委員会)

### (建築物、宅地等の応急危険度判定)

- 被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるように、京都府及び関係市町村と連携し、危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

(総務課)

### (室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(総務課)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める。

(総務課、地域整備課)

### (地震や火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模地震による火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する。

(総務課)

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う。

(地域整備課)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(総務課、企画観光課)

- 大規模盛土造成地について、京都府と連携し、該当地がある場合にはマップを作成して公表し、町民に情報共有を図る。

(総務課、企画観光課)

#### (ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

- 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定を締結するなど、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

(総務課、地域整備課)

- ライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

(総務課、地域整備課)

- 上下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(地域整備課、企画観光課)

- 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(総務課、地域整備課)

#### (下水道施設の耐震化)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進める。

(地域整備課)

- 事業継続計画（BCP）を策定し、社会環境等の変化に応じて適時見直しを行う。

(地域整備課)

#### (上水道施設の耐震化)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

(地域整備課)

- 災害に強く安定して水道水を供給するため、水道施設や管路の耐震化を計画的に実施する。

(地域整備課)

#### (緊急輸送路等の確保・整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化・長寿命化や法面防災対策等を着実に実施する。

(地域整備課)

#### (被災者の生活対策)

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

(総務課、保健福祉課)

- 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」を整備する。

(総務課、地域整備課、施設所管課)

#### (迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発生直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、京都府と共同して被災者の生活再建支援システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

(総務課)

#### (生活と住居の再建支援)

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備など、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

(総務課、保健福祉課)

- 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。

(総務課)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

(総務課、地域整備課、企画観光課)

#### (帰宅困難者の安全確保)

- 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等支援体制を整備し、その安全を確保する。

(総務課、企画観光課)

- 避難所や旅館の耐震化を進めるとともに、公的施設について避難所指定を促進し、旅館をはじめとする民間施設を一時避難所として活用できるようにしていく必要がある。

(総務課、企画観光課、施設所管課)

- 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。

(総務課、企画観光課)

- 帰宅困難者が発生した時に、京都府、関係事業者と警察等の実働組織が連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。あわせて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

(総務課、企画観光課)

#### (観光客の安全確保)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する。

(企画観光課)

- 外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。

(企画観光課)

#### (災害廃棄物処理)

- 伊根町災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、産業廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。

(住民生活課)

#### 〈重要業績指標〉

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎・主要避難所等) の耐震化率 80% (R1) → 数値からの向上  
(総務課、教育委員会、施設所管課)
- ・ (再掲) 住宅の耐震化率 58.0% (H30) → 95% (R7)  
(総務課)
- ・ 町立小中学校の耐震化率 100% (R1)  
(教育委員会)
- ・ 社会体育施設の耐震化率 66% (R1) → 数値からの向上  
(教育委員会)
- ・ 簡易水道 BCP の策定 完了 (R4)  
(地域整備課)
- ・ 浄水場の耐震化率 100% (R1)  
(地域整備課)
- ・ 下水道 BCP 策定済 (H28.7)  
(地域整備課)
- ・ 処理場の耐震化率 100% (R1)  
(地域整備課)
- ・ 道路防災総点検での要対策箇所実施率 0% (H29) → 13% (R4)  
(地域整備課)
- ・ 伊根町橋梁長寿命化計画 策定済 (H30.9)、伊根町トンネル修繕計画 策定済 (R1.9)  
(地域整備課)
- ・ 建設業者との災害時応援協定社数 7社 (R1)

### (3) 保健医療・福祉

#### (医療・福祉施設の耐震化等)

- 診療所、社会福祉施設等は、避難所や救護用施設として利用される可能性があるため、建築物・設備の耐震化及び設備のバックアップの確保を早急に図る。  
(保健福祉課、住民生活課)
- 天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の平成 19 年 6 月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発、医療・福祉施設の安全性を確保する。  
(保健福祉課、住民生活課)

#### (保育所の老朽化対策の推進)

- 保育所において、利用者の安全性を確保するため、老朽化が著しい施設等の防災・減災対策を推進し、災害発生時の危険性が高い箇所の修繕、改築、整備等を計画的に促進する。  
(保健福祉課)

#### (感染症のまん延防止)

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、京都府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。  
(保健福祉課)

- 避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける取組を実施するとともに、避難所の衛生環境の確保及び避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底を求め、発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用のスペースの確保を行う。  
(総務課、保健福祉課)

#### (特別な配慮が必要な人への支援)

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定、要配慮者支援の取組を進める。  
(保健福祉課)
- 原子力発電所における過酷事故時に、避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者が退避するための放射線防護機能を付加した屋内退避施設を整備する。  
(総務課、保健福祉課)
- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。  
(総務課、保健福祉課)

#### 〈重要業績指標〉

- ・避難行動要支援者名簿登録者 10 名（内個別計画策定済数 10 名）

(保健福祉課)

- ・社会福祉施設・児童福祉施設の耐震化率（全 6 施設中）83.3%（R1）→数値からの向上

(保健福祉課)

#### (4) エネルギー

##### (エネルギー供給の多様化)

- 温室効果ガスの排出抑制のみならず、町民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。また、発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や燃料電池と組み合わせた普及を図る。

(住民生活課)

- 大規模災害等の気候変動による影響が深刻化する中、災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）の導入促進を図る。

(住民生活課、施設所管課)

〈重要業績指標〉  
指標なし

## (5) 情報通信

### (町民への通信手段の確保)

- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の運用、各種SNS（Facebook、Twitter、LINE）への情報拡散、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。  
(総務課、企画観光課)
- 携帯情報端末を活用し、多言語で観光防災情報を提供する。  
(企画観光課)
- 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。  
(総務課、施設所管課)

### (災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

- WebEOC（ネットを活用した防災情報の共有システム）を効率的に活用した訓練を実施する。  
(総務課)
- 住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、京都府が設置した水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形で情報提供を行う。  
(総務課)
- 緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」、地上デジタル放送、携帯情報端末、多様な情報伝達手段を整備し、災害危険情報の迅速・的確な把握や町民への情報共有を推進する。  
(総務課、企画観光課)
- 京都府と連携して原子力災害時における緊急時モニタリング体制を強化し、町民への迅速な情報提供を行う。  
(総務課)

#### 〈重要業績指標〉

伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の配布率 94% (R1) → 数値の向上

(企画観光課)

屋外拡声子局の設置数 0基 (R1) → 9基 (R3)

(総務課)



## (6) 産業・金融

### (BCPの推進による伊根町全体の活力の維持)

- 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業の事業継続計画（BCP）の策定を京都府と連携し普及を図る。  
(総務課、企画観光課)
- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討、企業における防災体制の強化を促進する。  
(総務課、企画観光課)
- 大規模災害発生時における金融サービス機能が停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する。  
(企画観光課)

### (地域産業の活力維持)

- ボランティア、NPO等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、災害発生後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。  
(企画観光課)

### (観光業や農林水産業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速かつ的確な提供や町外誘客活動の実施、町内産農林水産物の販売を促進し、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。  
(企画観光課、地域整備課)

### (交通・物流施設の耐災害性の向上)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施する。  
(地域整備課)
- 平成24年に締結した「災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定書」に基づく取組を充実させ、海の輸送ルートを確保する。  
(総務課)

### (ライフライン施設の整備)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。  
(地域整備課)

#### 〈重要業績指標〉

- ・(再掲) 道路防災総点検での要対策箇所実施率 0%(H29)→13%(R4)  
(地域整備課)
- ・(再掲) 下水道BCP 策定済 (H28.7)  
(地域整備課)
- ・(再掲) 処理場の耐震化率 100% (R1)

(地域整備課)

・漁業集落排水施設機能保全計画 策定済 (R2.3)

・(再掲)伊根町橋梁長寿命化計画 策定済(H30.9)、伊根町トンネル修繕計画 策定済(R1.9)

(地域整備課)

**【計画期間内に実施する国土強靱化に資する主な事業箇所】**

・伊根地区(浦島、新井、本庄、伊根)の機能保全事業

(地域整備課)

## (7) 農林水産

### (農地・農業用施設の防災対策)

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池<sup>\*</sup>のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を促す。

<sup>\*</sup>防災重点ため池:決壊した場合に人家や病院、学校等の公共施設等に影響を与えるおそれがあるため池

(地域整備課)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援するため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、日本型直接支払推進交付金事業等を推進する。

(地域整備課)

### (資材の供給体制の整備)

- 農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、町道、農道・林道等の確保・整備を推進する。

(地域整備課)

### (森林の整備・保全)

- 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するため、森林整備地域活動支援交付金事業等を推進する。

(地域整備課)

### (漁港の耐震・耐津波対策)

- 漁港施設の機能保全のための調査・計画策定を進め、これに基づく整備を推進する。

(地域整備課)

#### 〈重要業績指標〉

- ・ 防災重点ため池数 2 池 (R1)、  
防災重点ため池のハザードマップの作成 作成済 (H17. 3, H31. 3)  
(地域整備課)
- ・ 農と環境を守る地域協働活動 (日本型直接支払のうち多面的機能支払) の対象面積 98. 4ha (R1)  
→ 現状維持  
(地域整備課)
- ・ 中山間地域等直接支払交付金 (日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払) の対象面積 75. 6ha (R1) → 現状維持  
(地域整備課)
- ・ 間伐計画実施率 (町森林経営計画) 14. 8% (R1) → 50% (R4)  
(地域整備課)
- ・ (再掲) 道路防災総点検での要対策箇所実施率 0% (H29) → 13% (R4)  
(地域整備課)
- ・ (再掲) 伊根町橋梁長寿命化計画 策定済 (H30. 9)、伊根町トンネル修繕計画 策定済 (R1. 9)  
(地域整備課)

- ・伊根漁港水産物供給基盤機能保全計画 策定済 (H23. 3)  
(地域整備課)
- ・(再掲) 漁業集落排水施設機能保全計画 策定済 (R2. 3)  
(地域整備課)
- ・漁業集落環境整備事業計画 (水産飲雑用水) 策定済 (H30. 2)  
(地域整備課)
- ・伊根町海岸施設長寿命化計画 策定済 (H30. 3)  
(地域整備課)

**【計画期間内に実施する国土強靱化に資する主な事業個所】**

- ・伊根漁港、泊漁港、浦島漁港の海岸保全施設の老朽化対策事業
- ・伊根漁港、新井漁港、泊漁港、浦島漁港、本庄漁港の機能保全事業
- ・伊根地区(本庄漁港、伊根漁港)の機能保全事業及び改良事業  
(地域整備課)

## (8) 交通・物流

### (道路等の整備・耐震化)

- 基幹道路の拡幅・耐震補強、物資輸送施設となる漁港の整備を推進し、道路等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

(地域整備課)

### (災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、京都府と連携を図り生命線となる道路の整備を着実に進める。また、避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁の耐震化・長寿命化、法面対策、重要な道路を守るための治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等対策を着実に推進する。

(地域整備課)

### (交通・物流施設の耐災害性の向上)

- 救急救援活動等に必要避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を着実に実施する。

(総務課、地域整備課)

- 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制を構築し、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

(総務課、住民生活課、地域整備課)

- 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸や漁港の長寿命化対策、機能保全等を進める。

(地域整備課)

- 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等の対策を併せて推進し、特に集落間を結ぶ唯一道路の整備を進める。

(地域整備課)

- 大雪による孤立集落の発生やその長期化を防止するため、除雪機械（大型除雪機、小型除雪機等）を確保し、迅速な除雪に努める。

(地域整備課)

- 福井県内の原子力発電所の過酷事故における避難経路を確保するため、国、京都府、関係市町村等と連携し、必要な重点路線を計画的に整備推進する。

(総務課、地域整備課)

〈重要業績指標〉

・代替路線のない集落数 6 集落 (R1)→4 集落 (R6)

(地域整備課)

・除雪路線数 町道 62 路線 (R1)、除雪車配備数 7 台 (R1)→維持

(地域整備課)

- ・(再掲) 伊根漁港水産物供給基盤機能保全計画 策定済 (H23.3)

(地域整備課)

- ・(再掲) 伊根町海岸施設長寿命化計画 策定済 (H30.3)

(地域整備課)

- ・(再掲) 伊根町橋梁長寿命化計画 策定済(H30.9)、伊根町トンネル修繕計画 策定済(R1.9)

(地域整備課)

【計画期間内に実施する国土強靱化に資する主な事業箇所】

- ・(再掲) 伊根漁港、新井漁港、泊漁港、浦島漁港、本庄漁港の機能保全事業

- ・(再掲) 伊根漁港、泊漁港、浦島漁港の海岸保全施設の老朽化対策事業

(地域整備課)

道路防災総点検での要対策実施箇所

路線名	工区	対象	工種	延長 (m)	実施時期	事業費 (百万円)
(1) 亀島本庄浜線	平田	落石・崩壊	法面対策工	317	R10 以降	24
(1) 亀島本庄浜線	大原、新井	落石・崩壊	法面対策工	145	R10 以降	106
(1) 亀島本庄浜線	新井	落石・崩壊	法面対策工	56	R10 以降	9
(1) 亀島本庄浜線	新井	落石・崩壊	法面対策工	55	H30～R4	53
(1) 亀島本庄浜線	小泊	落石・崩壊	法面対策工	100	H30～R4	11
(1) 亀島本庄浜線	大泊	落石・崩壊	法面対策工	145	H30～R4	45
(1) 亀島本庄浜線	津母	落石・崩壊	法面対策工	310	H30～R4	146
(1) 亀島本庄浜線	津母、野室	落石・崩壊	法面対策工	105	R10 以降	4
(1) 亀島本庄浜線	津母、野室	落石・崩壊	法面対策工	235	R10 以降	49
(1) 亀島本庄浜線	野室	落石・崩壊	法面対策工	150	R5～R9	91
(1) 亀島本庄浜線	本庄浜	落石・崩壊	法面対策工	57	H30～R4	22
(1) 亀島本庄浜線	本庄浜	落石・崩壊	法面対策工	146	H30～R4	25
(1) 亀島本庄浜線	本庄浜	落石・崩壊	法面対策工	93	H30～R4	15
(1) 亀島本庄浜線	新井	岩盤崩壊	法面対策工	32	H30～R4	23
(1) 亀島本庄浜線	新井、泊	岩盤崩壊	法面対策工	275	R5～R9	74
(1) 亀島本庄浜線	津母、野室	岩盤崩壊	法面対策工	88	R10 以降	40
(1) 亀島本庄浜線	野室、本庄浜	岩盤崩壊	法面対策工	414	H30～R4	59
(1) 亀島本庄浜線	新井	擁壁	擁壁改修工	56	R10 以降	50
(1) 亀島本庄浜線	新井、泊	土石流	排水対策工	6	R5～R9	13
(1) 亀島本庄浜線	新井、泊	土石流	排水対策工	8	R5～R9	55
(1) 亀島本庄浜線	亀島	盛土	盛土改修工	30	H30～R4	5
(1) 本庄上野村線	本庄上	落石・崩壊	法面対策工	85	R10 以降	27
(1) 本庄上野村線	本庄上	落石・崩壊	法面対策工	165	R10 以降	161
(1) 本庄上野村線	本庄上	落石・崩壊	法面対策工	67	R10 以降	50
(1) 本庄上野村線	本庄上	落石・崩壊	法面対策工	330	R10 以降	374
(1) 本庄上野村線	本庄上	落石・崩壊	法面対策工	90	R10 以降	65
(2) 畑谷峠線	畑谷	落石・崩壊	法面対策工	280	R10 以降	164
(2) 日出平田線	亀島	岩石崩壊	法面対策工	295	R5～R9	30
(他) 新井大浦線	大原	落石・崩壊	法面対策工	310	H30～R4	67
(他) 新井大浦線	大原	落石・崩壊	法面対策工	265	R10 以降	76
(他) 新井臨港線	新井	落石・崩壊	法面対策工	88	R5～R9	74
(他) 朴丸薦池線	野村	落石・崩壊	法面対策工	85	R5～R9	38
(他) 朴丸薦池線	野村	落石・崩壊	法面対策工	155	R5～R9	50
(他) 津母宮ノ前線	津母	落石・崩壊	法面対策工	112	R10 以降	34
(他) 野尻本坂線	本坂	落石・崩壊	法面対策工	200	R10 以降	95
(他) 野室線	野室	落石・崩壊	法面対策工	88	R10 以降	29

(地域整備課)

## (9) 国土保全・国土利用

### (安心・安全を実現する国土利用)

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。

(総務課、保健福祉課、地域整備課)

### (総合的な治水対策)

- 平成 29 年の台風第 18 号、平成 30 年台風第 24 号や近年の集中豪雨等による大規模な浸水被害をはじめ、気候変動等に伴いこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、京都府と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、①河川下水道対策（流す対策）、②雨水貯留浸透対策（貯める対策）、③浸水被害軽減対策（備える対策）による総合的な治水対策を一層推進する。

(総務課、住民生活課、地域整備課)

- 河川下水道対策（流す対策）については、河川事業（河床掘削、護岸整備や逆流防止施設整備）を集中的に実施し、河川、道路事業から生じる残土処理のために残土処分場の確保・整備を推進する。

(地域整備課)

- 雨水貯留浸透対策（貯める対策）については、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や森林の雨水貯留浸透機能の確保、家庭用雨水貯留施設への補助を実施する。

(地域整備課、住民生活課)

- 浸水被害軽減対策（備える対策）については、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化、宅地かさ上げによる建築物耐水化への支援等といったソフト対策を実施する。

(総務課、地域整備課)

### (河川、海岸の整備・耐震化)

- 二級河川については、京都府と連携して計画的な施設整備を推進するとともに、準用河川については、施設整備を計画的に行う。

(総務課、地域整備課)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事等の一層の治水対策の強化を図る。

(地域整備課)

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。

(地域整備課)

#### (海岸、河川の整備等の津波防災対策)

- 日本海側で想定されている津波に備えて、京都府や関係機関と連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせる津波防災対策を推進する。

(総務課、地域整備課)

#### (洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策)

- 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(総務課)

#### (総合的な土砂災害対策)

- 砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに町民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(総務課、地域整備課)

#### (土砂災害に備えたハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、京都府と連携し、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を推進する。

(地域整備課)

#### (土砂災害警戒区域等の周知)

- 町民が土砂災害の危険性を認識し、避難行動に結びつけるために、京都府が指定した土砂災害警戒区域を土砂災害ハザードマップにまとめ、町民に対して広く周知する。

(総務課、地域整備課)

- 山地災害危険地区(74地区)について、町民に対して広く周知し、京都府と連携して緊急性の高い箇所から整備を行う。

(総務課、地域整備課)

#### (緊急避難場所・避難所の整備等)

- 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る。

(総務課)

- 原子力災害時の避難先(京都府内・京都府外)において円滑な受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を避難先関係団体と調整・整備する。

(総務課)



**(地籍調査の推進)**

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

(住民生活課)

〈重要業績指標〉

- ・ 防災ハザードマップの作成 (土砂・洪水・津波・地震) 作成済 (H30. 2)

(総務課)

- ・ 準用河川数、延長 27 河川、26.3 km (R1)

(地域整備課)

- ・ 河川維持管理計画 策定済 (H30)

(地域整備課)

**【計画期間内に実施する町内の国土強靱化に資する主な事業箇所】**

- ・ 海岸保全施設整備事業 伊根漁港海岸

(地域整備課)

## (10) 伝統・文化の保全

### (文化財の保護・保全)

- 文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、本町は、町内にある国、京都府及び本町が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース（京都府文化財総合目録）」を活用した実践的な消防訓練等防災対策を推進する。

(教育委員会)

- 本町及び文化財所有者等は、復興に当たって、無形民俗文化財の継続、被災文化財の修復等、本町の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。

(教育委員会)

- 文化財が被災・損傷した場合に、京都府と連携し、元の姿に復元する取組を支援する。

(教育委員会)

### (文化財建造物等の耐震化)

- 文化財建造物や伝統的建造物群等は町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を促進する。

(教育委員会)

### (文化財の防火対策)

- 文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、本町は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財レスキュー体制等の構築を推進する。

(教育委員会)

#### 〈重要業績指標〉

- ・文化財の防火訓練、講習会の実施 1 回(R1)→毎年度実施  
(教育委員会)

## 〔横断的分野〕

### (1) リスクコミュニケーション

#### (災害危険情報の提供)

- 町民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの周知を図る。  
(総務課)

#### (町民に対する教育・訓練)

- 伊根町全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して町民に正しい防災知識の普及を図る。  
(総務課)
- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。  
(教育委員会)
- 町民等が参加する実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。  
(総務課)
- 原子力発電所における過酷事故からの避難に必要な講習会や避難訓練を継続的に行い、避難方法等の普及啓発を行う。  
(総務課)

#### (地域の「つながり」の強化)

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。  
(総務課)

#### (多国籍町民等への災害時支援等)

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、京都府と連携し、災害時の支援体制の構築を図る。また、日本語能力が十分でない外国籍町民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。  
(総務課、住民生活課)

#### (自主防災組織の活動促進)

- 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、地区防災計画の素案の作成や防災訓練等を促進するとともに、京都府と連携して自主防災リーダーの育成を進める。  
(総務課)

#### (消防団の活性化)

- 消防学校による消防団員の教育訓練、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活

動する地域づくりを京都府、近隣市町村と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、消防団の機能強化を図る。

(総務課)

**(NPO・ボランティアとの連携強化)**

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から京都府、近隣市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等が相互に連携できるネットワークを構築する。

(総務課、保健福祉課)

- 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置ができる人材や被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに重層的に養成する。

(保健福祉課)

**(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)**

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(総務課、地域整備課)

〈重要業績指標〉

- ・ マルチハザード情報提供システムの普及啓発

(総務課)

- ・ 消防団員の充足率 93.6%(R1)

(総務課)

## (2) 老朽化対策

### (安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

- 町民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるように、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う。

(総務課、施設所管課)
  
- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、伊根町管理施設を含めたアセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、技術力強化を図る。

(地域整備課、施設所管課)
  
- 町民が安心して公共施設等を利用できるように、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

(総務課、施設所管課)

#### 〈重要業績指標〉

- ・伊根町公共施設等総合管理計画の策定 策定済 (H29.3)  
(総務課)
- 【総合管理計画に基づく個別施設計画の策定】
  - 伊根町庁舎個別施設計画の策定 完了(R2)  
(出納室)
  - 公営住宅個別施設計画の策定 完了(R3)  
(地域整備課)
  - 教育施設個別施設計画の策定 完了(R2)  
(教育委員会)
- ・伊根漁港水産物供給基盤機能保全計画 策定済 (H23.3)  
(地域整備課)
- ・伊根町海岸施設長寿命化計画の策定 策定済 (H30.3)  
(地域整備課)
- ・伊根町橋梁長寿命化修繕計画の策定 策定済 (H30.9)  
(地域整備課)
- ・漁業集落環境整備事業計画(水産飲雑用水) 策定済 (H30.2)  
(地域整備課)
- ・伊根町トンネル修繕計画 策定済 (R1.9)  
(地域整備課)
- ・漁業集落排水施設機能保全計画 策定済 (R2.3)  
(地域整備課)

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。

また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、国、京都府、関係市町村、防災関係機関、町民、地域、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働していく。

### 2. 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、伊根町が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、39の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき15の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性にかんがみ、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	下水関係施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響

## 別紙「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### (住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、58.0%（平成30年）で全国の82%と比べて著しく低い水準であるが、平成22年の42.6%と比べて一定の進捗がみられる。しかしながら、町民の命を守ることが最優先との観点から、伊根町建築物耐震改修促進計画（平成30年12月策定）に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、耐震化を一層促進する必要がある。  
(総務課)
- 学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。  
(総務課、企画観光課、住民生活課、保健福祉課、地域整備課、教育委員会)
- 多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。  
(総務課、企画観光課)
- 町営住宅等については、長寿命化計画の策定を行い、計画に基づく適切な管理を行うとともに安全性を確保していく必要がある。  
(地域整備課)

##### (地震や火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う。  
(総務課、地域整備課)
- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。  
(総務課、企画観光課)

##### (被災建築物の危険度判定)

- 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府及び関係市町村と連携し、危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。  
(総務課、地域整備課)
- 大規模盛土造成地について、京都府と連携し、該当地がある場合にはマップを作成して公表し、町民に情報共有を図る。  
(総務課、地域整備課、企画観光課)

##### (火災発生の防止対策)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。  
(総務課)

##### (国、府、市町村連携による防災対策)

- 平時から国や京都府と連携し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。  
(総務課、地域整備課)



〈指標：現状値〉

- ・防災拠点施設（庁舎）の耐震化率 100%（R1）（出納室）
- ・大規模集客施設（コミュニティセンター）の耐震化率 100%（R1）（教育委員会）
- ・住宅の耐震化率 58.0%（H30）（総務課）
- ・町立小中学校の耐震化率 100%（R1）（教育委員会）
- ・社会体育施設の耐震化率 66%（R1）（教育委員会）
- ・社会福祉施設・児童福祉施設の耐震化率 83.3%（R1）（保健福祉課）
- ・町営住宅の耐震化率 100%（R1）（地域整備課）
- ・町営住宅長寿命化計画 未策定（R3 策定予定）（地域整備課）

### 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（不特定多数の者が利用する施設の耐震化等）

- 学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。（再掲）  
（総務課、企画観光課、住民生活課、保健福祉課、地域整備課、教育委員会）
- 多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。（再掲）  
（総務課、企画観光課）
- 防災拠点施設や公共施設の耐震化を計画的に進め、耐震状況を公表するとともに、天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発、安全性を確保していく必要がある。  
（総務課、企画観光課、住民生活課、保健福祉課、地域整備課、教育委員会）

（火災発生の防止対策）

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。（再掲）  
（総務課）

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）防災拠点施設（庁舎）の耐震化率 100%（R1）（出納室）
- ・（再掲）大規模集客施設（コミュニティセンター）の耐震化率 100%（R1）（教育委員会）
- ・（再掲）社会福祉施設・児童福祉施設の耐震化率 83.3%（R1）（保健福祉課）

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

（河川、海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進）

- 日本海側で想定されている津波に備えて、京都府や関係機関が連携して、設計津波に対応できる海岸保全施設や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と津波ハザードマップを活用した警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を推進する。  
（総務課、地域整備課）
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備を関係機関が連携して進める必要がある。  
（総務課、地域整備課）

（河川管理施設、海岸保全施設の整備、維持管理等）

- 大規模津波による災害が想定される河川、海岸等の施設や町民が避難する際の誘導に

活用される道路情報板等の適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。

(総務課、地域整備課)

**(津波避難体制の整備)**

- 津波防災に関する広報・啓発活動を実施するとともに、津波避難計画やハザードマップの作成・改訂の促進や実践的な避難訓練の実施を促進することなどにより、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(総務課)

**(避難誘導體制の強化)**

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、消防と地元消防団、自治会等が連携を強化する必要がある。

(総務課)

**(国、府、市町村連携による防災対策)**

- 平時から国や京都府と連携し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。(再掲)

(総務課、地域整備課)

〈指標：現状値〉

- ・津波ハザードマップの作成 策定済 (H30.2) (総務課)
- ・漁港数 5 漁港(R1)、伊根町海岸施設長寿命化計画 策定済(H30.3) (地域整備課)

**1-4 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水**

**(総合的な治水対策)**

- 平成 29 年の台風第 18 号、平成 30 年台風第 24 号や近年の集中豪雨等による大規模な浸水被害をはじめ、気候変動等に伴いこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、京都府と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、河川下水道対策(流す対策)、雨水貯留浸透対策(貯める対策)、浸水被害軽減対策(備える対策)を着実に進める必要がある。

また、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・土砂災害ハザードマップの更新、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的治水対策を一層推進する。

(総務課、地域整備課)

**(河川、下水道等施設の整備推進)**

- 二級河川については、京都府と連携して計画的な施設整備を推進するとともに、準用河川については、施設整備を計画的に行う。

(総務課、地域整備課)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事等の一層の治水対策の強化を図る。

(地域整備課)

- 住宅等に雨水貯留タンクを設置して府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組である「マイクロ呑龍 1 万基構想」を連携し、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る必要がある。

(住民生活課)

**(海岸保全施設の整備・補強)**

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。

(地域整備課)

**(農業用水利施設の防災対策)**

- ため池等農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を実施するとともに、管理体制の強化やハザードマップ作成等による地域の防災情報の共有、町民の防災意識の向上等のソフト対策も一体的に推進していく必要がある。

(地域整備課)

**(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)**

- 各ハザードマップ(地震・洪水・土砂災害・津波)の整備率は、100%(平成29年度)であることから、引き続きハザードマップの更新をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(総務課)

- 平成27年に改正された水防法(昭和24年法律第193号)に基づく想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の改定に合わせて、速やかにハザードマップの更新を進める必要がある。

(総務課)

**(国、府、市町村連携による防災対策)**

- 平時から国や京都府と連携し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。(再掲)

(総務課、地域整備課)

〈指標：現状値〉

- ・ 防災重点ため池数 2池(R1)、  
防災重点ため池のハザードマップの作成 作成済 (H17.3, H31.3) (地域整備課)
- ・ 洪水ハザードマップの作成 作成済 (H19.3, H30.10) (総務課)

**1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態**

**(総合的な土砂災害対策)**

- 町内には、136箇所を超える土砂災害危険区域が確認されているが、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに町民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(総務課、地域整備課)

**(海岸保全施設の整備・補強)**

- 海岸の侵食対策については、冬季風浪等による越波や侵食災害を防止するため、海岸保全施設の整備を計画的に進める。(再掲)

(地域整備課)

**(土砂災害に備えたハード整備)**

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、京都府と連携し、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を一層推進する。しかし、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所等を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を推進する。

(地域整備課)

**(土砂災害警戒区域の指定等)**

- 京都府により、町内全域において基礎調査が完了し、全地区で指定済みであることから、町民が土砂災害の危険性を認識し、避難行動に結びつける取組みを推進する。  
(総務課、地域整備課)

**(災害に強い森林づくり)**

- 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図る必要がある。  
(地域整備課)

**(国、府、市町村連携による防災対策)**

- 平時から国や京都府と連携し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。(再掲)  
(総務課、地域整備課)

**(指標：現状値)**

- ・ 森林面積 5,090ha (私有林 3,367ha、国有林 178ha、公有林 1,545ha) (H28)
- ・ 森林施業を推進すべき森林面積 (災害の防止及び土壌の保全) 4,788ha (H28)
- ・ 間伐計画 (町森林経営計画) 42.09ha (H30～R4)
- ・ 間伐計画実施率 (町森林経営計画) 14.8% (R1)
- ・ 林道路線数、延長 25 路線、37.9 km (R1) (地域整備課)

**1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

**(災害に強い情報通信基盤の整備)**

- 迅速かつ的確な避難に役立てるため、京都府が設置した水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形で情報提供を行う。  
(総務課)
- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の運用、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。  
(総務課、企画観光課)

**(災害時の通信サービスの確保等)**

- 自家発電機や予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、車載型無線基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により町民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。  
(総務課)

**(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)**

- ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。  
(総務課)

**(関係機関等による情報連絡体制の整備)**

- 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関との非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。  
(総務課)

**(多国籍町民等への災害時支援等)**

- 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、京都府と連携し、災害時の支援体制の構築を図る。また、防災訓練等に積極的に参加してもらうことにより、多文化共有施策や課題に関する意見交換

を通じて、日本語能力が十分でない外国籍町民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。

(総務課、住民生活課)

〈指標：現状値〉

- ・伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の配布数 851 台、配布率 94% (R1)  
(企画観光課)
- ・屋外拡声子局の設置数 0 基 (R1) (総務課)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

**（緊急物資備蓄の促進）**

- 必要量を確保できる防災倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、町民や企業に対しては、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

（総務課）

- 給水車の整備等、応急給水の確保体制を整備する必要がある。

（地域整備課）

**（避難所への支援物資の適切な輸配送）**

- 物資の確保・調達及び輸配送について京都府と連携した体制を構築する必要がある。

（総務課）

**（緊急輸送路等の整備、維持管理等）**

- 放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。

（総務課、地域整備課）

- 救急救援活動等に必要な避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する。

（総務課、地域整備課）

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の整備促進を図る必要がある。

（地域整備課）

- 物流機能を維持するため、避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

（地域整備課）

- 海の物資輸送ルート確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸や漁港の長寿命化対策、機能保全等を進める。

（地域整備課）

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

（総務課、地域整備課）

**（災害復旧に係る協力体制の強化）**

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

（総務課）

**（避難所の体制確保）**

- 避難所の運営体制を整備するとともに、教育委員会、学校、地元自治会等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

（総務課、教育委員会）

- 避難所に太陽光発電等を整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

〈指標：現状値〉

- ・ 防災倉庫 2 棟 (R1) (総務課)
- ・ 道路防災総点検での要対策箇所数 36 箇所 (H29)、実施率 0% (H29) (地域整備課)
- ・ 道路維持管理計画 策定済 (H30) (地域整備課)
- ・ 町道路線数、延長 87 路線、68.5 km (R1) (地域整備課)
- ・ 主要避難所の非常用発電機設置数 4 台 (R1) (総務課)
- ・ 庁舎、主要避難所の太陽光発電設備整備状況 40% (R1) (総務課、教育委員会)
- ・ 緊急輸送路線数 一般国道 178 号 (R1) (地域整備課)
- ・ 緊急輸送施設 (漁港) 5 漁港 (R1) (地域整備課)
- ・ 避難路線数 (津波) 町道 5 路線 (R1) (地域整備課)
- ・ 避難路線数 (原子力事故) 町道 1 路線、林道 1 路線 (R1) (地域整備課)
- ・ 避難路線数 (一般避難路) 町道 9 路線 (R1) (地域整備課)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 (水害、土砂災害、雪害等)

### (孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、孤立可能性のある地域を把握して整備した最新のデータベースを作成し、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(総務課、地域整備課)

### (集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等の対策を着実に推進する必要がある。

(地域整備課)

- 台風や集中豪雨等の大規模な災害の発生による孤立集落の多発や長期化等の可能性に備えて、多様な主体が管理する道路を把握し、活用を図るとともに、京都府とも連携してこれらの道路の整備を推進する必要がある。

(地域整備課)

- 除雪体制を強化するために、町において除雪機械、資機材の整備を図る必要がある。

(地域整備課)

- 孤立した集落への救援ルートとなる道路の啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(総務課、地域整備課)

### (孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

- 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、災害発生直後でもこれらストックの機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(地域整備課)

### (救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(総務課)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊 (広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の選定、機能強化を

図る必要がある。

(総務課)

〈指標：現状値〉

- ・重点備蓄品目充足率 食糧(アルファ米等)100% 水 100% 毛布 28.6% 簡易トイレ100%(R1) (総務課)
- ・代替路線のない集落数 6集落(R1) (地域整備課)
- ・(再掲)道路防災総点検での要対策箇所数 36箇所(H29)、実施率 0%(H29) (地域整備課)
- ・(再掲)道路維持管理計画 策定済(H30) (地域整備課)
- ・(再掲)町道路線数、延長 87路線、68.5km(R1) (地域整備課)
- ・(再掲)緊急輸送路線数 一般国道178号(R1) (地域整備課)
- ・(再掲)緊急輸送施設(漁港) 5漁港(R1) (地域整備課)
- ・(再掲)避難路線数(津波) 町道5路線(R1) (地域整備課)
- ・(再掲)避難路線数(原子力事故) 町道1路線、林道1路線(R1) (地域整備課)
- ・(再掲)避難路線数(一般避難路) 町道9路線(R1) (地域整備課)

## 2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(総務課)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の選定、機能強化を図る必要がある。(再掲)

(総務課)

(災害時に備えた資機材整備)

- 警察、消防の災害対応力強化のため、装備資機材の計画的整備や情報通信基盤の整備のほか、町内広域での災害発生に備えた防災倉庫等保管拠点が必要である。

(総務課、企画観光課)

(防災拠点の耐震化)

- 防災拠点施設となる庁舎の耐震化を計画的に推進する必要がある。

(総務課、出納室)

(消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や京都府立消防学校による消防団員の教育訓練に参加するなど、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

(総務課)

(地域防災力の充実・強化)

- 町民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

(総務課)

- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(総務課、教育委員会)

- 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対



処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育委員会)

- 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る必要がある。

(総務課)

- 災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

(総務課、保健福祉課)

〈指標：現状値〉

- ・(再掲)防災拠点施設(庁舎)の耐震化率 100%(R1)(出納室)
- ・消防団員の充足率 93.6%(R1)(総務課)
- ・多機能型消防車両の整備数 1台(R1)(総務課)

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時におけるエネルギーの確保)

- 診療所の災害エネルギー供給に対し、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。

(総務課、住民生活課)

(緊急輸送路の確保)

- 橋梁の耐震化や放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。

(総務課、地域整備課)

- 避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(地域整備課)

〈指標：現状値〉

- ・(再掲)緊急輸送路線数 一般国道178号(R1)(地域整備課)
- ・(再掲)緊急輸送施設(漁港) 5漁港(R1)(地域整備課)
- ・(再掲)避難路線数(津波) 町道5路線(R1)(地域整備課)
- ・(再掲)避難路線数(原子力事故) 町道1路線、林道1路線(R1)(地域整備課)
- ・(再掲)避難路線数(一般避難路) 町道9路線(R1)(地域整備課)

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足

(一時避難所の確保)

- 旅館をはじめとする民間施設を一時避難所として活用できるようにしていく必要がある。さらに、ガソリンスタンド事業者等、外食事業者や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。

(総務課、企画観光課)

(帰宅困難者対策)

- 近隣市町村、関係事業者と警察、消防等と連携し、状況に応じた帰宅困難者対策を推進し、円滑な支援対策を行うとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(総務課、企画観光課)

(観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(総務課、企画観光課)
○ 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。
(総務課、企画観光課)
<b>(鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)</b>
○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等について公共交通事業者等と協定を締結するなど、方策を検討する必要がある。
(総務課、企画観光課)
〈指標：現状値〉
・(再掲) 防災拠点施設(庁舎)の耐震化率 100%(R1)(出納室)
・災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定書 締結済(H24.12)(総務課)

2-6 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
<b>(町内診療所等の耐震化)</b>
○ 町内診療所、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。 (住民生活課、保健福祉課)
<b>(特別な配慮が必要な人への支援)</b>
○ 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなる災害派遣福祉チームの養成を充実させる必要がある。 (総務課、保健福祉課)
<b>(災害時の医療・救護体制の整備)</b>
○ 災害拠点病院等と連携し災害時医療体制を整備する必要がある。 (住民生活課)
○ 災害拠点病院や災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する必要がある。 (住民生活課)
○ 診療所の設備の整備のほか、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。 (住民生活課)
○ 災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる必要がある。 (住民生活課、保健福祉課)
○ ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、ヘリポート等の選定、整備を行い、災害対応能力の向上を図る必要がある。 (総務課・住民生活課)
<b>(災害時の医療・救護体制の整備)</b>
○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、京都府と連携を図り生命線となる道路の整備を着実に進める。また、避難場所、避難所を結ぶ主要道路等の橋梁の耐震化・長寿命化、法面对策、重要な道路を守るための治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等対策を着実に推進する。 (地域整備課)
○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制を構築し、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。 (総務課、住民生活課、地域整備課)
〈指標：現状値〉

- ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎)の耐震化率 100%(R1)(出納室)
- ・診療所の耐震化率 100%(R1)(住民生活課)
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%(R1)(保健福祉課)

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (避難場所・避難所の衛生管理)

- 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。  
(住民生活課、保健福祉課)
- 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」を整備する。  
(総務課、地域整備課)
- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、京都府と連携し、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。  
(保健福祉課)
- 避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密(密閉・密集・密接)を避ける取組を実施するとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底を求め、発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用のスペースの確保を行う。  
(総務課、保健福祉課)
- 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。  
(保健福祉課)

### (防疫対策)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、京都府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。  
(保健福祉課)

### (下水道施設の耐震化)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進める必要がある。  
(地域整備課)

### (指標：現状値)

- ・下水道BCP 策定済 (H28.7) (地域整備課)
- ・処理場の耐震化率 100%(R1) (地域整備課)
- ・下水道処理施設数 4施設(R1) (地域整備課)
- ・下水道管路延長 12.3 km(R1) (地域整備課)

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<p>3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p><b>(庁舎等の防災拠点機能の確保)</b></p> <p>○ 防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課、出納室、教育委員会)</p> <p>○ 町災害対策本部の機能を備えた常設のセンターを設置するとともに、町災害対策本部の機能を有する代替施設を確保していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p><b>(災害対策活動の初動体制の整備)</b></p> <p>○ 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、実践的な災害対応訓練や研修の実施、緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を促す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p><b>(業務継続体制の整備)</b></p> <p>○ 実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めるとともに、緊急参集体制を強化する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>○ 伊根町業務継続計画の検証と見直しを随時行い、伊根町地域防災計画にその考え方を反映するなどにより、業務継続体制の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p><b>(災害情報の収集体制の強化)</b></p> <p>○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(再掲) 防災拠点施設（庁舎）の耐震化率 100% (R1) (出納室)</li><li>・主要避難所の耐震化率 75% (R1) (総務課、教育委員会)</li><li>・業務継続計画の策定 策定済 (H30) (総務課)</li></ul>
---

#### 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>
<p><b>(災害に強い情報通信基盤の整備)</b></p> <p>○ 防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の運用、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。 (総務課、企画観光課)</p> <p><b>(災害情報を迅速・的確に把握するシステムの整備)</b></p> <p>○ 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場から災害情報を迅速に収集するシステムの構築が必要である。 (総務課、企画観光課)</p> <p><b>(防災拠点施設等における電源の確保)</b></p> <p>○ 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。 (総務部、出納室、教育委員会)</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(再掲) 伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の配布数 851 台、配布率 94%(R1) (企画観光課)</li> <li>・(再掲) 屋外拡声子局の設置数 0 基(R1) (総務課)</li> <li>・庁舎自家発電稼働時間 82 時間(R1) (総務課、出納室)</li> <li>・(再掲) 主要避難所の非常用発電機設置数 4 台 (R1) (総務課)</li> <li>・(再掲) 庁舎、主要避難所の太陽光発電設備整備状況 40% (R1) (総務課、教育委員会)</li> </ul>
<p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>
<p><b>(町民への情報伝達)</b></p> <p>○ 京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」、地上デジタル放送や携帯情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を実施する必要がある。 (総務課、企画観光課)</p> <p>○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」、広報車、避難誘導車の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。 (総務課、企画観光課)</p> <p>○ 町民が自らの確かな避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。 (総務課)</p> <p><b>(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)</b></p> <p>○ ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲) (総務課)</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(再掲) 伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の配布数 851 台、配布率 94%(R1) (企画観光課)</li> <li>・(再掲) 屋外拡声子局の設置数 0 基(R1) (総務課)</li> </ul>

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

<p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下</p>
<p><b>（企業等における業務継続体制の確立）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、商工会等と連携して地元企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 (企画観光課)</li> <li>○ 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進する必要がある。 (総務課、企画観光課)</li> </ul> <p><b>（緊急輸送路の確保）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲) (地域整備課)</li> <li>○ 海の物資輸送ルートの確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸や漁港の長寿命化対策、機能保全等を進める。(再掲) (地域整備課)</li> <li>○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、京都府と連携を図り生命線となる道路の整備を着実に進める。また、避難場所、避難所を結ぶ主要道路等の橋梁の耐震化・長寿命化、法面对策、重要な道路を守るための治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等対策を着実に推進する。(再掲) (地域整備課)</li> </ul>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(再掲) 緊急輸送路線数 一般国道 178 号(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 緊急輸送施設（漁港） 5 漁港(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 避難路線数（津波） 町道 5 路線(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 避難路線数（原子力事故） 町道 1 路線、林道 1 路線(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 避難路線数（一般避難路） 町道 9 路線(R1) (地域整備課)</li> </ul>
<p>5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>
<p><b>（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。 (総務課、地域整備課)</li> </ul> <p><b>（緊急輸送路の確保）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲) (地域整備課)</li> </ul>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水道 BCP の策定 未策定 (R4 策定予定) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 下水道 BCP 策定済 (H28.7) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 緊急輸送路線数 一般国道 178 号(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 緊急輸送施設（漁港） 5 漁港(R1) (地域整備課)</li> </ul>

- ・(再掲) 避難路線数 (津波) 町道 5 路線 (R1) (地域整備課)
- ・(再掲) 避難路線数 (原子力事故) 町道 1 路線、林道 1 路線 (R1) (地域整備課)
- ・(再掲) 避難路線数 (一般避難路) 町道 9 路線 (R1) (地域整備課)

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(総務課)

〈指標：現状値〉

- ・指標値なし

### 5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

#### (緊急輸送路の確保)

- 橋梁の耐震化や放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(総務課、地域整備課)

- 避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(地域整備課)

- 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、避難場所、避難所を結ぶ主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、リダンダンシー確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても整備する必要がある。

(地域整備課)

- 複軸の交通ネットワークの構築 (災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保) に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの着実な整備促進や新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を進めていく必要がある。

(地域整備課)

- 海の物資輸送ルート確保により、災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、津波に強い海岸や漁港の長寿命化対策、機能保全等を進める。(再掲)

(地域整備課)

〈指標：現状値〉

- ・(再掲) 道路防災総点検での要対策箇所数 36 箇所 (H29)、実施率 0% (H29)

(地域整備課)

- ・(再掲) 道路維持管理計画 策定済 (H30) (地域整備課)

- ・(再掲) 町道路線数、延長 87 路線、68.5 km (R1) (地域整備課)

- ・(再掲) 漁港数 5 漁港 (R1)、伊根町海岸施設長寿命化計画 策定済 (H30.3)

(地域整備課)

- ・(再掲) 緊急輸送路線数 一般国道 178 号 (R1) (地域整備課)

- ・(再掲) 緊急輸送施設 (漁港) 5 漁港 (R1) (地域整備課)

- ・(再掲) 避難路線数 (津波) 町道 5 路線 (R1) (地域整備課)

- ・(再掲) 避難路線数 (原子力事故) 町道 1 路線、林道 1 路線 (R1) (地域整備課)

- ・(再掲) 避難路線数 (一般避難路) 町道 9 路線 (R1) (地域整備課)

### 5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

#### (連携型BCPの確立)

- 地元金融機関による連携型BCPを確立させ、金融サービスが機能停止しないよ

う地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。	(企画観光課)
〈指標：現状値〉 ・指標値なし	

5-6 食料等の安定供給の停滞	
<p>(流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)</p> <p>○ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を定着させる必要がある。</p> <p>(総務課、地域整備課)</p> <p>(緊急輸送路の確保)</p> <p>○ 橋梁の耐震化や放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。</p> <p>(再掲)</p> <p>(総務課、地域整備課)</p> <p>○ 避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)</p> <p>(地域整備課)</p>	
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資協定に係る災害協定数 3(R1) (総務課)</li> <li>・(再掲) 道路防災総点検での要対策箇所数 36箇所(H29)、実施率 0%(H29) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 道路維持管理計画 策定済 (H30) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 町道路線数、延長 87路線、68.5 km(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 漁港数 5漁港(R1)、伊根町海岸施設長寿命化計画 策定済(H30.3) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 緊急輸送路線数 一般国道178号(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 緊急輸送施設(漁港) 5漁港(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 避難路線数(津波) 町道5路線(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 避難路線数(原子力事故) 町道1路線、林道1路線(R1) (地域整備課)</li> <li>・(再掲) 避難路線数(一般避難路) 町道9路線(R1) (地域整備課)</li> </ul>	



- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
<p><b>（電力の確保）</b></p> <p>○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。 （住民生活課）</p> <p><b>（ガスの確保）</b></p> <p>○ ガス供給施設やガス充填施設の耐震性能が維持される必要がある。 （総務課）</p> <p>○ LPガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。 （総務課）</p> <p><b>（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）</b></p> <p>○ 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲） （総務課、地域整備課）</p> <p>○ 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から京都府と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。 （総務課、地域整備課）</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（再掲）簡易水道BCPの策定 未策定（R4 策定予定）（地域整備課）</li> <li>・（再掲）下水道BCP 策定済（H28.7）（地域整備課）</li> </ul>

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
<p><b>（上水道施設の耐震化）</b></p> <p>○ 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。 （地域整備課）</p> <p><b>（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）</b></p> <p>○ 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲） （総務課、地域整備課）</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（再掲）簡易水道BCPの策定 未策定（R4 策定予定）（地域整備課）</li> <li>・上水道処理施設数、6施設（R1）（地域整備課）</li> <li>・上水道調整池施設数、管路延長 2施設、58km（R1）（地域整備課）</li> </ul>

6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p><b>（下水道施設の耐震化、BCPの策定・運用等）</b></p> <p>○ 汚水処理機能を確保するため、処理場や幹線管渠の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。 （地域整備課）</p>

- 大規模な地震が発生した場合に機能の継続、早期回復を図る事業継続計画（BCP）を策定する必要がある。

（地域整備課）

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）下水道BCP 策定済（H28.7）（地域整備課）
- ・（再掲）処理場の耐震化率 100%（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）下水道処理施設数 4 施設（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）下水道管路延長 12.3 km（R1）（地域整備課）

#### 6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

（輸送ルート確保の強化）

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための陸と海のルートを実際に早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、避難場所、避難所を結ぶ主要道路等の橋梁の耐震化・長寿命化、法面对策、重要な道路を守るための治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等対策を着実に推進する。

（地域整備課）

- 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

（総務課）

（高規格道路のミッシングリンクの解消）

- 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。

（地域整備課）

（緊急輸送路の確保）

- 避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）

（地域整備課）

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）道路防災総点検での要対策箇所数 36 箇所（H29）、実施率 0%（H29）（地域整備課）
- ・（再掲）道路維持管理計画 策定済（H30）（地域整備課）
- ・（再掲）町道路線数、延長 87 路線、68.5 km（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）漁港数 5 漁港（R1）、伊根町海岸施設長寿命化計画 策定済（H30.3）（地域整備課）
- ・建設業者との災害時応援協定社数 7 社（H21.9）（総務課）
- ・（再掲）緊急輸送路線数 一般国道 178 号（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）緊急輸送施設（漁港） 5 漁港（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）避難路線数（津波） 町道 5 路線（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）避難路線数（原子力事故） 町道 1 路線、林道 1 路線（R1）（地域整備課）
- ・（再掲）避難路線数（一般避難路） 町道 9 路線（R1）（地域整備課）

#### 6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

**(上水道施設の耐震化)**

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、それぞれ水系が異なる配水区間を接続し相互に融通しあう体制を基本とし、機能維持のため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。

(地域整備課)

〈指標：現状値〉

- ・(再掲) 上水道処理施設数、 6 施設 (R1)
- ・(再掲) 上水道調整池施設数、管路延長 2 施設、58 km (R1)

## 7 制御不能な二次災害を発生させない

<p>7-1 住宅地での大規模火災の発生</p> <p>(密集住宅地対策)</p> <p>○ 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う。(再掲) (総務課、地域整備課)</p> <p>○ 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。(再掲) (総務課、企画観光課)</p> <p>(火災発生の防止対策)</p> <p>○ 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。 (再掲) (総務課)</p> <p>(救助体制の強化のための耐震化)</p> <p>○ 救急救援活動等に必要な避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する。(再掲) (総務課、地域整備課)</p> <p>(文化財の防火対策)</p> <p>○ 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。 (教育委員会)</p> <p>○ 京都府と連携し、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。 (教育委員会)</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(再掲) 防災拠点施設(庁舎)の耐震化率 100%(R1)(出納室)</li><li>・(再掲) 住宅の耐震化率 58.0%(H30)(総務課)</li><li>・(再掲) 町立小中学校の耐震化率 100%(R1)(教育委員会)</li><li>・(再掲) 社会体育施設の耐震化率 66%(R1)(教育委員会)</li><li>・(再掲) 社会福祉施設・児童福祉施設の耐震化率 83.3%(R1)(保健福祉課)</li></ul>
<p>7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p> <p>(救助体制の強化のための耐震化)</p> <p>○ 救急救援活動等に必要な避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を着実に実施する。(再掲) (総務課、地域整備課)</p> <p>〈指標：現状値〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(再掲) 住宅の耐震化率 58.0%(H30)(総務課)</li></ul>
<p>7-3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>(危険情報の収集・提供体制の確立)</p> <p>○ 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。 (地域整備課)</p> <p>(ため池の防災対策)</p>

<p>○ ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> <p><b>(河川管理施設等の整備、維持管理等)</b></p> <p>○ 河川堤防、樋門・樋管、ダム、頭首工、排水機場等の河川管理施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <p>・(再掲)・防災重点ため池数 2池(R1)、 防災重点ため池のハザードマップの作成 作成済 (H17.3, H31.3) (地域整備課)</p>

<p><b>7-4 有害物質の大規模拡散・流出</b></p> <p><b>(企業の防災対策)</b></p> <p>○ 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課、住民生活課)</p> <p><b>(特別管理廃棄物の処理)</b></p> <p>○ アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(住民生活課)</p> <p><b>(災害対応能力の向上)</b></p> <p>○ 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や京都府と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p><b>(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)</b></p> <p>○ ガス供給施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
<p>〈指標：現状値〉</p> <p>・指標値なし</p>

<p><b>7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</b></p> <p><b>(災害危険箇所の整備)</b></p> <p>○ 土砂災害警戒区域(136箇所)のうち、要対策箇所の対策工事を京都府と連携し進める必要がある。また、山地災害危険地区(74地区)についても、町民に対して広く周知し、京都府と連携して緊急性の高い箇所から整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> <p><b>(森林の整備・保全)</b></p> <p>○ 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図り、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>
<p>〈指標：現状値〉</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・(再掲) 森林面積 5,090ha (私有林 3,367ha、国有林 178ha、公有林 1,545ha) (H28) 森林施業を推進すべき森林面積 (災害の防止及び土壌の保全) 4,788ha(H28) 間伐計画 (町森林経営計画) 42.09ha(H30~R4) 間伐計画実施率 (町森林経営計画) 14.8%(R1) 林道路線数、延長 25 路線、37.9 km (R1) (地域整備課)</li> <li>・農と環境を守る地域協働活動 (日本型直接支払のうち多面的機能支払) の対象面積 98.4ha (R1) (地域整備課)</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金 (日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払) の対象面積 75.6ha (R1) (地域整備課)</li> </ul>
---

<p>7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響</p> <p><b>(観光業や農林水産業の風評被害対策)</b></p> <p>○ 正しい情報の迅速かつ的確な提供や町外誘客活動の実施、町内産農林水産物の販売を促進し、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。</p> <p style="text-align: right;">(企画観光課、地域整備課)</p> <p>〈指標：現状値〉</p> <p>・指標値なし</p>
---

<p>7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</p> <p><b>(避難 (OIL1 等) 時の避難道路の整備、避難車両・運転員の確保等)</b></p> <p>○ 緊急防護措置 (OIL1 等) 時に混乱を招かないために、空間放射線量率実測値の町民への迅速な情報提供を行う必要がある。また、避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等、避難計画の実効性を高めるために継続的な見直しが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>〈指標：現状値〉</p> <p>・原子力防災訓練の実施 実施済 (R1) (総務課)</p>
--

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p><b>(災害廃棄物の処理の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物処理施設の耐震化を推進する必要がある。 (住民生活課)</li> <li>○ 伊根町災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を構築し、維持する必要がある。 (住民生活課)</li> </ul>
<p>〈指標：現状値〉 ・指標値なし</p>
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p><b>(建設業等の担い手の確保・育成等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。 (地域整備課)</li> </ul>
<p>〈指標：現状値〉 ・指標値なし</p>
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p><b>(地域防災力の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲) (総務課、教育委員会)</li> <li>○ 町内防災声かけ運動等、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。 (総務課)</li> </ul> <p><b>(防災教育の実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年、各学校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。 (総務課、教育委員会)</li> </ul> <p><b>(消防人材の確保・育成)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や京都府立消防学校による消防団員の教育訓練に参加するなど、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。(再掲) (総務課)</li> </ul>
<p>〈指標：現状値〉 ・(再掲) 消防団員の充足率 93.6% (R1) (総務課)</p>

8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(緊急輸送路等の整備、維持管理等)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、避難場所、避難所を結ぶ主要道路や避難路の整備促進を図る必要がある。(再掲)

(地域整備課)

(災害情報の収集体制の強化)

○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。(再掲)

(総務課)

(地籍調査の推進)

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

(住民生活課)

〈指標：現状値〉

- ・地籍調査進捗率 0%(R1) (住民生活課)
- ・(再掲) 緊急輸送路線数 一般国道 178 号(R1) (地域整備課)
- ・(再掲) 緊急輸送施設 (漁港) 5 漁港(R1) (地域整備課)
- ・(再掲) 避難路線数 (津波) 町道 5 路線(R1) (地域整備課)
- ・(再掲) 避難路線数 (原子力事故) 町道 1 路線、林道 1 路線(R1) (地域整備課)
- ・(再掲) 避難路線数 (一般避難路) 町道 9 路線(R1) (地域整備課)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(低地地域の河川施設の耐震化等)

○ 町が管理する河川施設の改良整備を進める必要がある。

(地域整備課)

〈指標：現状値〉

- ・準用河川数、延長 27 河川、26.3 km(R1) (地域整備課)



